

### 3 許可申請書及び添付書類

#### (1) 許可申請書類一覧

様式番号	書類の名称	◎要 ×否		省略可能な書類(注1)								
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+更新	業種追加+更新	般特新規+業種追加+更新
第1号	建設業許可申請書	◎	◎									
別紙1	役員等の一覧表	◎	×									
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	◎	◎					—				
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)	◎	◎	—	—	—		—				
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	◎	◎									
別紙4	専任技術者一覧表	◎	◎									
第2号	工事経歴書	◎	◎					○			◇	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎					○				
第4号	使用人数	◎	◎					○				
第6号	誓約書	◎	◎									
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(登記されていないことの証明書 P39参照)	◎	◎									
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(注2)(身分証明書 P39参照)	◎	◎									
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(注3)	◎	◎									
別紙	常勤役員等の略歴書(注3)	◎	◎									
	常勤役員等の経営経験の確認書類	◎	◎					○	○	○	○	
	常勤役員等の常勤性確認書類	◎	◎									
第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎									
	健康保険等の加入状況の確認書類	◎	◎									
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	◎	◎					—				
	技術検定合格証明書等の資格証明書	◎	◎					○			◇	
第9号	実務経験証明書(必要に応じて卒業証明書を添付)	◎	◎					○			◇	
	専任技術者の実務経験の確認書類	◎	◎					○			◇	
	専任技術者の常勤性確認書類	◎	◎									
第10号	指導監督の実務経験証明書	◎	◎					○			◇	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎									
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎									
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎									
	定款	◎	×					○	△	○	△	
第14号	株主(出資者)調書	◎	×					○	△	○	△	
第15号	貸借対照表	◎	×					○	○	○	○	
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	◎	×					○	○	○	○	
第17号	株主資本等変動計算書	◎	×					○	○	○	○	
第17号の2	注記表	◎	×					○	○	○	○	
第17号の3	附属明細表(注4)	◎	×					○	○	○	○	
第18号	貸借対照表	×	◎					○	○	○	○	
第19号	損益計算書	×	◎					○	○	○	○	
	履歴事項全部証明書(注5)	◎	◎					○	△	○	△	
第20号	営業の沿革	◎	◎					○	○	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎					○	△	○	△	
	事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額)(注6)	◎	◎					○	○	○	○	
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎					○	△	○	△	
	営業所の確認書類	◎	◎					○	○	○	○	

(注1)「省略可能な書類」欄の記号について

- …省略可能
- △…変更がなければ省略可能
- ◇…更新申請をする建設業に関しては省略可能
- …提出不要

(注2)外国籍の方については、住民票を提出してください。

(注3)P14のⅡの要件で申請する場合には、様式第7号に代えて様式第7号の2及び別紙を提出してください。

(注4)附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する場合に提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

- ① 資本金の額が1億円超であるもの
- ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

(注5)個人の場合は、支配人登記をしている場合に限り必要となります。

(注6)栃木県知事の許可を受けようとする場合は、事業税の納税証明書を添付します。